

令和7年6月18日

広島地方労働審議会

会長 野北 晴子 殿

広島県和服裁縫業最低工賃専門部会

部会長 野北 晴子

広島県和服裁縫業最低工賃の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和7年1月29日、広島地方労働審議会において付託された広島県和服裁縫業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、今般、別紙のとおり
の結論を得たので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

岡田 行正

野北 晴子

村上 恵子

家内労働者代表委員

香西 真

橋本 聡

満田亜由実

使用者代表者委員

高橋 信善

前田 准一

休石 佳司

広島県和服裁縫業最低工賃

1 適用する家内労働者

広島県の区域内で和服裁縫業に係る業務(手縫いによる業務に限る。)に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)次の表の左欄に掲げる品目に応じ、1枚(名古屋帯及び袋帯にあつては1本)につき、右欄に掲げる金額

(2)最低工賃額が適用される業務は、次のとおりである。

生地:絹(表生地が絹90%以上)

工程:裁ち合わせ、地直し、縫製及び押しの全ての工程

品 目	金 額
振りそで	25,000円
留めそで	28,000円
羽織	12,000円
訪問着	23,000円
付け下げ	16,000円
長着	14,000円
長じゅばん	9,000円
喪服	17,000円
道行コート・道中着	16,500円
名古屋帯	4,300円
袋帯	4,200円

4 効力発生の日

法定どおり